

「米国行きフライト搭乗の際の COVID 陰性結果の提出義務付けについて」

スミス・ガンブレル・ラッセル法律事務所

2021年1月12日

2021年1月12日付で「米国行きフライト搭乗の際の COVID 陰性結果の提出義務付けについて」下記発表がありましたので、以下の通りお知らせいたします。

=====

米国疾病対策予防センター（CDC）は、2021年1月26日から、海外から米国へ入国するすべての者に、搭乗前3日以内に実施した COVID-19 検査の陰性結果を示すことを義務付ると発表しました。このルールは、米国市民・グリーンカード保持者・ビザ保持者・ESTA による短期滞在者を含む、米国に入国するすべての方に適用されます。

COVID-19 検査の陰性結果または COVID-19 から回復したことを証明する書類を提出しなければ、米国行きフライトへの搭乗が許可されませんのでご注意ください。

CDC 発表：

<https://www.cdc.gov/media/releases/2021/s0112-negative-covid-19-air-passengers.html>

在日・米大使館の発表：

https://jp.usembassy.gov/health-alert-january-13-2021/?fbclid=IwAR1pVzQxobVPGBSWlrL_3ilbpxbqWQAppEz1dPFYhvmLL6b7Hb_Mfv_P2qs

COVID-19 検査を受けることができる日本国内の施設のリスト（網羅的リストではございません）：

<https://jp.usembassy.gov/u-s-citizen-services/covid-19-information/pcr-testing-facilities-in-japan/>

SGR 法律事務所・日本チーム

小島清顕、猪子晶代、増井邦繁、浅井淳子、三坂和也、伊藤真弥、柿内さおり

Smith, Gambrell & Russell 法律事務所:

SGR 法律事務所は、1893 年に創設された創業 128 年のジョージア州アトランタ市発祥の米国総合 法律事務所です。全米各地にオフィスを構え、約 250 人の弁護士が所属しています。取扱分野は、 法人設立、各種契約、M&A・合併・業務提携、雇用・労務、訴訟・紛争、企業誘致・助成金交渉、 貿易・通商関連、環境、建設、不動産、知財、倒産、税務、遺産相続計画、年金・福利厚生、海事、 サイバーセキュリティ・情報保護法、移民法・ビザ等、企業法務全般をカバーしています。全米法 律事務所ランキング・トップ 200 (Am Law 200) にも継続して選出されています。日本チームは、 上記の総合法律サービスを日本語により提供しています。詳しくは、SGR 法律事務所の日本語ページをご参照ください。 <https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>

連絡先：

米国弁護士 小島清顕 kkojima@sgrlaw.com

米国弁護士 猪子晶代 ahewett@sgrlaw.com